

定 款		主管部	人事総務本部
		施／改	改 2024.5.22

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、エコートレーディング株式会社と称し、英文では、
ECHO TRADING CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ペットフードの製造及び販売
2. ペット用品の製造及び販売
3. ペットフードの輸出入業務
4. ペット用品の輸出入業務
5. 愛玩用動物の飼育及び販売
6. ペットの理容及び美容業務
7. ペットの飼育指導業務
8. ペットのホテル経営
9. 動物病院の経営
10. ペットフード及びペット用品の製造及び販売に関するコンサルタント業務
11. ペットショップの経営コンサルタント業務
12. ペットの理容師・美容師・訓練士の教育・養成に関する業務
13. ペットの飼育についての指導員の教育・養成に関する業務
14. 園芸用品の製造及び販売
15. 動物用医薬品の販売
16. 食料品、日用雑貨品の販売
17. 貨物運送取扱業
18. 不動産の賃貸・管理・仲介に関する業務
19. 労働者派遣事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
20. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株 主 総 会

(基準日)

第10条 当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め

た順序により他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第16条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

第17条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第18条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事

事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 19 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- ③ 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。
- ④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
- ⑤ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ⑥ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。

但し、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
- ③ 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第23条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。

第6章 会計監査人

(選 任)

第24条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第25条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第26条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 取締役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）については2,000

千円以上及び会計監査人については28,000千円以上で、あらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第8章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第30条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第31条 期末配当金又は中間配当金は、その支払いを開始した日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。

② 第45回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第26条第2項の定めるところによる。

以上

改 訂	平成 3年 7月 1日
改 訂	平成 6年 2月 18日
改 訂	平成 6年 5月 27日
改 訂	平成 7年 5月 29日

改 訂	平成 8年 5月 29 日
改 訂	平成 10年 5月 28 日
改 訂	平成 12年 5月 25 日
改 訂	平成 12年 7月 3 日
改 訂	平成 14年 5月 23 日
改 訂	平成 15年 5月 22 日
改 訂	平成 16年 5月 26 日
改 訂	平成 18年 5月 24 日
改 訂	平成 19年 5月 23 日
改 訂	平成 21年 5月 27 日
改 訂	平成 26年 5月 28 日
改 訂	平成 27年 5月 27 日
改 訂	平成 28年 5月 25 日
改 訂	平成 29年 5月 24 日
改 訂	2022年 5月 25 日
改 訂	2024年 5月 22 日